

答申第 259 号

平成 17 年 4 月 18 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 8 月 10 日付けで諮問された体育指導委員連合会支出書類一部非公開の件(諮問第 203 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成 12 年度に特定の連合会が支出した書類一式のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- ( 1 ) 特定の連合会が主催する研修会の講師の謝金額
- ( 2 ) アトラクション出演団体員の住所のうち、ホームページ上に掲載されている住所
- ( 3 ) 物品・弁当・看板等の作成を受注し納品した業者、講師派遣依頼を受けて講師を派遣した業者並びに会議室の使用を認めた特定の社会福祉法人及び特定の任意団体の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称
- ( 4 ) 会費、分担金及び参加費の振込先である特定の社団法人、特定の任意団体及び特定の協議会の振込先口座の口座名義人の名称のうち、既に他の部分において公開されている名称

## 2 不服申立人の主張要旨

### ( 1 ) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成 13 年 7 月 13 日付けで、平成 12 年度に特定の連合会(以下「本件連合会」という。)が支出した書類一式(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

### ( 2 ) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 1 号及び第 2 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、非公開の理由は認められず、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 個人情報に記載されている行政文書であっても、条例第 1 条及び第 2 条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があ

る。

ウ 条例第 12 条に定める第三者の意見を求めることなく公開請求権を排除することは条例違反であり、個人情報の公開も広く行われるべきである。

エ 最高裁判例のとおり、金融機関の通帳に関する情報の公開は、認められるべきである。

オ 公金横領等の疑いを解明する裏付けにするために本件請求文書の公開請求を行ったものであり、公開を強く求める。

カ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

### 3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
本件連合会臨時常任理事会の開催に係る資金前途関係書類ほか 49 件	本件連合会が主催する研修会（以下「本件研修会」という。）の講師（以下「本件講師」という。）の氏名、住所及び謝金額
	アトラクション出演団体員の住所
	本件連合会の部会等（以下「本件部会等」という。）に出席した本件連合会の役員及び部会員（以下「本件役員等」と総称する。）の住所、会議場までの経路並びに旅費の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名（以下「本件役員等の住所等」と総称する。）
	本件連合会の理事会等の会場使用料領収書及び研究協議会参加費請求書等に記載された業者、特定の財団法人及び特定の任意団体の従業員の氏名（以下「本件従業員氏名」という。）
	通帳及び振込受付書に記載された銀行担当者の印影（以下「本件銀行担当者印影」という。）
	物品・弁当・看板等の作成を受注し納品した業者、講師派遣依頼を受けて講師を派遣した業者並びに会議室を有料で貸し出した特定の社会福祉法人及び特定の任意団体（以下「本件法人」と総称する。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件法人口座情報」と総称する。）

文書の名称	非公開情報
本件連合会臨時常任理事会の開催に係る資金前途関係書類ほか49件(続き)	会費、分担金及び参加費の振込先である特定の社団法人、特定の任意団体及び特定の協議会(以下「本件社団法人等」と総称する。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件社団法人等口座情報」と総称する。)

(2) 一部非公開部分について

ア 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

(ア) 本件講師の氏名、住所及び謝金額

(イ) アトラクション出演団体員の住所

(ウ) 本件役員等の住所等

(エ) 本件従業員氏名

(オ) 本件銀行担当者印影

イ 本件行政文書のうち、本件法人口座情報及び本件社団法人等口座情報は、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

- a 本件講師の氏名及び住所
- b アトラクション出演団体員の住所
- c 本件役員等の住所等
- d 本件従業員氏名
- e 本件銀行担当者印影

(ウ) 本件行政文書に記載された本件講師の謝金額は、本件講師の氏名を非公開とした場合には、特定の個人の所得が判明する情報とは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

- a アトラクション出演団体員の住所のうち、当該団体のホームページに掲載されていることが認められたものについては、慣行として

公にされている情報であると認められるので、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

- b 本件研修会の対象者は、県内の体育指導委員であり一定の者に限定されていることから、本件研修会は、不特定多数の人を対象にして開催された研修会とは認められない。

また、研修会開催に当たっては、本件連合会が講師の氏名（一部未定の者を除く。）を記載した開催要項を市町村に通知し、一般に公表はしていないことから、講師の氏名が不特定多数の者に周知されたとまでは認められない。

したがって、本件講師の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件講師の氏名は同号ただし書イには該当しないと判断する。

- c 本件行政文書に記載されているその余の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

- a 本件役員等は体育指導委員であり、体育指導委員は非常勤公務員である。しかし、本件役員等は、本件部会等に体育指導委員の職務として参加しているわけではないことから、本件行政文書に記載された本件役員等の会議場までの経路は、公務員の職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

- b 本件行政文書に記載されているその余の情報は、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

- (ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は

当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

- (イ) 当審査会が確認したところ、本件連合会の支出に係る執行伺票等には、本件法人が受注し納品した代金や会議室使用料の振込先として本件法人口座情報が記載され、本件社団法人等に対する会費等の振込先として本件社団法人等口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件法人口座情報及び本件社団法人等口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件法人口座情報及び本件社団法人等口座情報の管理状況について検討する。

- (ウ) 本件法人は、事務用品等を扱う一般的な業者や会議室を有料で貸し出す社会福祉法人等であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件法人口座情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件法人は、不特定多数の者が本件法人口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。

したがって、本件法人口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

- (エ) 本件社団法人等口座情報は、本件社団法人等の会費等の振込先として指定する趣旨で記載されたものであることを考慮すると、本件社団法人等口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。

したがって、本件社団法人等口座情報のうち、本件行政文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件社団法人等の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件社団法人等口座情報は、前記アで述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報ではないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) その他

ア 不服申立人は、個人情報であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があると主張している。

しかしながら、条例第5条第1号は、本文で明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とし、同号ただし書アからエまでに該当するものに限って例外的に公開することを明文をもって定めたものと解されることから、不服申立人の主張は認められない。

イ 不服申立人は条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であると主張しているが、条例第12条第1項は任意的な機会付与を規定したものであり、また、本諮問案件は同条第2項には該当しないことから、不服申立人の主張は認められない。

ウ 当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)オの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 8 月 10 日	諮問
8 月 17 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
8 月 29 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 4 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 3 月 9 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
3 月 18 日 ( 第 44 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成17年4月18日現在)(五十音順)